

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
1	<p>数値目標を達成するための取り組みに関する記述が具体性に欠けており、実行するための意欲が感じられない。</p>	<p>P1「I 千葉県地域福祉支援計画の位置づけ」のとおり、地域福祉支援計画では、県の地域福祉施策を推進するための共通理念と取組の方向性を示させていただいており、各分野の具体的施策については、個別の計画において推進されることを基本とさせていただいております。</p>
2	<p>各課が策定した計画の抜粋を張り付けているだけで総合的な計画としてのプラスアルファのコメントや考えが示されていない。 他の計画の上位に位置付けられる計画であれば、県民や各市町村、各団体、関係機関へ期待する具体的な役割をメッセージとして発信していくことが必要である。</p>	<p>P1「I 千葉県地域福祉支援計画の位置づけ」のとおり、地域福祉支援計画は、地域福祉推進の主体である市町村支援のための計画であり、計画全般が市町村に対するメッセージとなっています。また、「第4章 推進体制」では、市町村・住民・各団体・関係機関の期待される役割について記載させていただいております。</p>
3	<p>○第2章 IV地域課題の顕在化 (5)自治会・町内会等の加入率の低下</p> <p>自治会、町内会の加入率低下によって起こる弊害をどのように解決していくかは、生活を支えていくための根幹となる日常生活圏をどう設定し、どんな取り組みをするのか明確に位置付けることが必要である。これを県の支援計画に盛り込み、市町村の計画にも落とし込んでいくことによって、加入率の低下の抑止につながるのではないか。</p>	<p>自治会、町内会の加入率低下によって起こる課題を解決していくためには、社会福祉協議会やボランティア・NPO、民生委員などが連携して、地域の潜在的なニーズを把握し、相談支援機関に繋げることが必要であると認識しており、「第4章 II-1-(1)日常生活圏のネットワークの役割」において、日常生活圏について記載しているところです。</p>
4	<p>○第4章 III地域福祉の担い手として期待される団体</p> <p>III地域福祉の担い手として期待される団体の中に協同組合を位置付けること。 千葉県生活協同組合連合会は、県内47自治体と高齢者の見守りに関する協定を締結し、千葉県とも「ちばsskプロジェクト」等に関する協定を締結しているほか、地域での助け合い活動を活発に行っている。 農業協同組合など他の協働組合も同様の役割を果たしていることから、「協同組合」を位置付けるよう要望する。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正しました。</p> <p>(5)企業・協同組合・事業者 ○ 地域貢献活動を行っている企業・協同組合・事業者のPRや支援等、企業等への働きかけを強化し、従業員のボランティア活動への参加等、具体的な活動を促進することが必要です。</p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
5	<p>○第4章推進体制 Ⅲ地域福祉の担い手として期待される団体(4)学校・生涯学習施設</p> <p>32ページ3行目に「地域、学校ともに活性化を図ることが大切です。」とあるが、目下、学校はどこも活性化を図るためにがんばっている。これでは、間違った印象を与えないか心配である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正しました。</p> <p>第4章 Ⅲ (4) ○ 学校は、運動会や文化祭など年間行事等を通じ、地域に潤いと賑わいを与えるだけでなく、地域交流の拠点として活用されている事例もあります。<u>地域福祉を推進するためには、学校を中心とした地域活動や児童・生徒と地域との交流等を通じ、地域、学校ともに二層の活性化を図ることが大切です。</u></p>
6	<p>○第4章推進体制 Ⅲ地域福祉の担い手として期待される団体</p> <p>32ページ5行目に「公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設で」とあるが、文部科学省の分類では、公民館や図書館は社会教育施設で、生涯学習施設は生涯学習センターのようなものが該当する。</p>	<p>ここでは、公民館や図書館などの社会教育施設を含め、県民の生涯学習が展開される施設を「生涯学習施設」と記載することとして、原案どおりとしました。</p>
7	<p>○第4章推進体制 Ⅲ地域福祉の担い手として期待される団体(8)民生委員・児童委員</p> <p>(8)民生委員・児童委員について次のように修正してほしい。 「民生委員・児童委員は全国に23万人を千葉県内には9000人の委員がそれぞれ担当地区を持ち多様化する福祉課題に対応しています。主に担当地区住民の生活状態を必要に応じて把握することを第一として要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等自立に向けた支援活動を無償で行っています。又社会福祉を目的とする団体や機関と連携、協力して活動しています。災害時の事前、事後における要援護者の把握と支援や地域の実情に応じた様々な活動をしています。」</p> <p>併せて、第5章地域・市町村を支援するための施策 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 2地域コミュニティづくり推進への支援(1)現状と課題の2つ目の○の例示に、民生委員・児童委員を加えてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正しました。</p> <p>■第4章 Ⅲ (8) ○ <u>民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区において、住民の生活状態の把握をはじめ、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等の活動を関係機関等と連携・協力しながら無償で行っています。高齢者や障害のある者、孤立に至る(可能性のある)者等が増加していることから、(後略)</u></p> <p>■第5章 I 2 (1) ○ このため、<u>地域住民、民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、市民活動団体、社会福祉法人、企業、学校、行政等様々な主体によるネットワークを構築し、地域で安心して暮らせるコミュニティの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。</u></p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
8	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 1市町村が行う地域福祉施策の支援</p> <p>福祉をどう進めていくかという大きなポイントは地域福祉計画の策定ではないか。県としては、策定率を100%にする努力をすべきである。県内各地で説明会を開催するなど、未策定の市町村へ地域福祉計画の策定を推進することを事業化し、具体的なアクションを書き加えることが必要ではないか。</p>	<p>市町村の地域福祉計画の策定については各市町村が住民福祉の向上のために、自らがその必要性を認識し、策定に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>県としては、「第5章 I-1-(3)-① 市町村地域福祉計画の策定支援」に記載のとおり、地域福祉計画が未策定な市町村に対して、各種会議など様々な機会を通じて、計画の策定の必要性を周知するほか、策定を希望する市町村に対して、策定済みの市や町と連携して市民参加の手法やノウハウを伝えてまいります。</p>
9	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 1市町村が行う地域福祉施策の支援</p> <p>平成27年度からスタートする3つの改革(生活困窮者自立支援制度、改正介護保険制度による新地域支援事業、子ども子育て支援新制度)の方向性は、個別支援と合わせていずれも「地域づくり」を挙げており、その方向性を示すのが「地域福祉計画」であるはず。つまり地域福祉計画がなければ計画的な地域づくりはできない。</p> <p>さらに、新地域支援事業における「協議体」の取組み、社会福祉法人に義務化される地域公益事業における地域協議体の役割など、自治体が地域福祉計画を策定し、取組みの方向性をしっかりと示すことの重要性をもっと強調すべきである。</p>	<p>市町村の地域福祉計画の策定は重要であると認識しており、「第5章 I-1-(1)現状と課題」において、市町村における地域福祉計画の必要性を記載しているところであり、各種会議の場を通じて、市町村に対して計画策定の必要性を周知しているところです。</p> <p>なお、社会福祉法人の制度改革については、社会保障審議会福祉部会において報告書がまとめられたところですが、これらの提言を踏まえて、今後、国において、関係法令を見直すものと思われま。</p> <p>県としては、国の法改正の動向を踏まえ、必要に応じて、計画の修正を検討してまいります。</p>
10	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 3地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援</p> <p>社会福祉法人による地域貢献の推進として2つの取組みが記載されているが、県としてはこの2つの取組みのみを支援するという印象を受ける。地域公益事業としては様々な取組みがあるはずで、県は各社会福祉法人が地域ニーズをしっかりと受け止め、創意工夫しながら積極的に取り組むよう支援するという記載のほうが適切ではないか。</p>	<p>社会福祉法人が地域福祉の担い手としてさらなる役割を果たすことを期待しており、「第4章 III-(3) 社会福祉法人・社会福祉施設」において社会福祉法人の役割を記載しているところ。</p> <p>一方、社会福祉法人による地域貢献については、社会保障審議会福祉部会において報告書がまとめられたところですが、これらの提言を踏まえて、今後、国において、関係法令を見直すものと思われま。</p> <p>県としては、国の法改正の動向を踏まえ、必要に応じて、計画の修正を検討してまいります。</p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
11	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 3地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援</p> <p>現状と課題として、社会福祉法人制度改革の状況を説明しておかないと、主な取組の「社会福祉法人による地域貢献の推進」につながらない。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加しました。</p> <p>第5章 I 3 (1) 「○ また、社会福祉法人は、地域福祉を支える担い手として、他の事業主体では対応が困難な地域におけるニーズに対応していくことが求められています。」</p>
12	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 3地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援(3)主な取組⑤社会福祉法人による地域貢献の推進</p> <p>記載内容については、社会保障審議会福祉部会の最終報告書の内容を踏まえ、再度整理し直す必要がある。 地域福祉の拠点としての役割は特別養護老人ホームに限らず、他社会福祉施設全般に関わる役割ではないか。限定列挙せず、地域における公益的な取組として再整理する必要がある。</p>	<p>社会福祉法人の制度改革については、社会保障審議会福祉部会において報告書がまとめられたところですが、これらの提言を踏まえて、今後、国において、関係法令を見直すものと思われます。 県としては、国の法改正の動向を踏まえ、必要に応じて、計画の修正を検討してまいります。</p>
13	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 3地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援(3)主な取組②災害時の要支援者対策の推進</p> <p>②の「災害時の要支援者対策の推進」について、現在養成されている災害対策コーディネーターは一般人であり、避難所運営において要支援者対策を担えるとは到底思えない。 東日本大震災では、避難所や仮設住宅に避難した後に体調を悪くして死亡した「災害関連死」が3千人以上あり、その9割は66歳以上の高齢者である。命からがら避難できたにもかかわらず、その後の避難所での食事、運動不足、衛生管理の不徹底により死亡する関連死は絶対に防がなくてはならない。また、知的や精神に障害がある人が避難所でパニックを起こし、避難所にいられず車や 被災家屋の中で生活していたという事例も多く聞いている。 医療は「災害派遣医療チーム(DMAT)」があり、修正される県地域防災計画と次期千葉県障害者計画には「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の整備が位置づけられている。国は福祉的配慮を要する避難者へのケアを専門職がチームを組んで対応する「災害派遣福祉チーム」の創設についてモデル事業を実施し、すでに20県で取り組みが始まっている。次期千葉県障害者計画にも「災害派遣福祉チーム」創設の検討が位置づけられている。近い将来、首都直下地震の発生が指摘されている中、被災県である千葉県の本計画に「災害派遣福祉チーム」の創設に向けた検討を位置づける必要がある。</p>	<p>「災害派遣福祉チーム」の創設については、今後、他県の状況などを踏まえて、検討してまいります。</p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
14	<p>○第5章 II 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 1福祉教育の推進</p> <p>福祉教育の推進について、児童・生徒を対象として取組みを中心に記載しているが、大人も含めた福祉教育を進めるという考え方が重要ではないか。</p>	<p>福祉教育につきましては、小中高等学校を対象に実施しているところです。大人の方を対象とした取組みといたしましては、福祉・介護人材参入促進事業のなかで、一般の方を対象に福祉・介護の魅力に関するセミナー等を実施し、福祉・介護に対する理解を深める取組みを行っております。こうした取組みを通じて世代を越えて福祉・介護への理解が得られるものと考えております。</p>
15	<p>○第5章 I 互いに支え合う地域コミュニティの再生 2福祉人材の確保・育成（1福祉教育の推進）</p> <p>福祉人材の確保・定着対策の推進について、高校の進路担当者が福祉業界に対して正しい認識を持つようなアプローチが必要ではないか。</p>	<p>高校の進路担当者が福祉業界に対して正しい認識を持つことにより、高校生が福祉・介護分野を進路の一つとして選択する機会が増えると考えます。したがって、県におきましても、進路担当者を含めた高校への働きかけについて検討してまいります。</p>
16	<p>○第5章 II 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 2福祉人材の確保・育成</p> <p>福祉人材確保が前面に出ているが、「養成・定着」の視点も重要である。職員自身の質を向上させるための研修・教育・訓練はもとより、施設・事業所が研修に参加できる環境を整備するのも県の役割ではないかと考える。職員個人や施設・事業所に委ねるのではなく、計画へ明確に位置付ける必要がある。</p>	<p>福祉・介護人材の育成・定着の観点から、施設・事業所の形態に応じた研修の実施や、社会福祉協議会、事業者団体が職員のスキルアップ等を目的に実施する研修に対し支援を行っています。また、研修に参加できる環境整備として、介護職員が介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修を受講する際、事業者に対して介護職員の代替職員を確保するための費用を支援する事業も行っているところです。</p>
17	<p>○第5章 II 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 2福祉人材の確保・育成</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーについては養成だけでなく、次のステップとして配置と活用についても検討するべきではないか。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーの配置及び活用については、研修修了者が個別支援や相談支援等の普段の職務の中でその役割を担うなど市町村において地域の実情に応じた多様な形態が考えられるため、現在、県として一定の配置枠を設定することは考えておりません。</p>
18	<p>○第5章 II 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 4地域活動に取り組む県民への支援</p> <p>民生委員・児童委員の充実強化について、人材確保をどう進めるのかを記載すべきである。例えば、島根県出雲市のように自治会、町内会の協力を得て、民生委員1人に対して5人の協力者を選任してもらい、6人が1グループとして活動し、後任者はそのグループ内の人から民生委員を選任するといった新しい仕組みを検討する必要があるのではないか。</p>	<p>民生委員の確保は重要な課題であり、県としては、民生委員・児童委員の役割や活動内容について一層の周知を行うほか、ご指摘のような取組みや県内の先進事例について市町村へ情報提供を行ってまいりたいと考えています。</p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
19	<p>○第5章 Ⅲ医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の整備 1地域包括ケアシステムの構築促進</p> <p>「⑦介護予防・生活支援サービスの推進」の項目は、P.52「①地域ケアシステムの推進体制構築への支援」の後に移動したほうが流れがスムーズではないか。</p> <p>介護予防事業を効果的に実施するためには、高齢者のみならず障害者や子どもにも包括的なケアが必要であるため、地域包括ケアシステムと地域支援事業をセットにして連動させるべきである。</p> <p>また、専門職によるサービスの提供だけでなく、地域住民に求められるボランティア活動についても記載すべきである。</p>	<p>地域包括ケアシステムを構築するには、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保することが必要であり、①～⑦の取り組みについて包括的に取り組んでいくこととしています。また、平成27年度から順次、市町村は地域包括ケアシステム構築のため、地域支援事業として在宅医療・介護連携に取り組むこととなっております。</p> <p>ボランティアの活用については、P.49下段の○「単身高齢者や…、ボランティア、NPO民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供できる体制づくりや、サービスの充実が必要です。」と記載しています。</p> <p>「⑦介護予防・生活支援サービスの推進」の欄において、取組内容を詳細に記載していませんが、上記の状況も踏まえた上で市町村の取組を支援することとしています。</p>
20	<p>○第5章 Ⅲ医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の整備 1地域包括ケアシステムの構築促進</p> <p>「介護予防・生活支援サービスの推進」について、県の役割は、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な移行支援と併せて、各協議体単位に配置する「生活支援コーディネーター」の養成であることを明記し、「目標となる指標」にも養成人数を明記すべきである。</p>	<p>「介護予防・生活支援サービスの推進」における県の役割は、生活支援コーディネーターの養成を始め、市町村の取組全般を支援することと考えています。</p> <p>また、生活支援コーディネーターの養成については、短期間の事業を想定していることから、本計画における指標としては設定しないこととしました。</p>
21	<p>○第5章 Ⅲ医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の整備 3地域による子育て支援の充実</p> <p>地域による子育て支援の充実の一つとして、「保育所の機能を活かして…」との記載があるが、保育所に勤務する人材不足も子育て支援に影響が懸念される。現在、「ちば保育所・保育士支援センター」を設置し、保育人材の確保等に取り組んでいるが、こうした取組も記載すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「ちば保育所・保育士支援センター」に係る記載を追加しました。</p> <p>第5章 Ⅲ 3 (1) ○ 地域での子育てを支えるためには、多様な保育サービスを提供できる環境の整備とともに、保育現場を担う保育士の確保も重要となることから、「ちば保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士の就労を支援します。</p>
22	<p>○第5章 IV支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化 1総合的な相談支援体制づくり</p> <p>県組織としても、対象別の縦割りの課とは別に、福祉課題・生活課題を総合的に受け止める総合相談のようなセクションを設置してはどうか。</p>	<p>部内各課の連絡調整を行う「健康福祉政策課」や地域福祉の担当課である「健康福祉指導課」を設置し、総合的な施策推進を図っているところです。</p>

### 第三次千葉県地域福祉支援計画(案)に対する御意見と県の考え方

No.	意見・要望要旨	回答
23	<p>○第5章 IV支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化 2生活困窮者等に対する総合的な支援</p> <p>生活困窮者自立支援方策の中に、法定メニューだけでなく生活福祉資金貸付制度を位置付けるべきである。また、県の責務として生活福祉資金をどう活用するか、体制整備をどのように行うかという方向性と位置づけを示すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「生活福祉資金」に係る記載を追加しました。</p> <p>第5章 IV 2 ○生活福祉資金の貸付 収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯に対し、必要な資金を貸し付けるため、相談支援機関と連携して制度の周知を行うなど、効果的な支援ができるように努めます。</p>
24	<p>○第5章 IV支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化 2生活困窮者等に対する総合的な支援</p> <p>平成26年3月27付け社援発0327第13号で厚労省社会・援護局長通知により生活困窮者自立支援法策について地域福祉支援計画に盛り込む事項のうち、「町村部における就労支援先の開拓などの新しい社会資源の創出等」に関する追記が必要ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <p>第5章 IV 2 ○町村部における就労支援先の開拓などの新しい社会資源の創出等 相談支援機関が実施する支援調整会議において、町村職員や関係機関と連携して実施することにより、町村における独自支援や就労の場の開拓が有効に行えるように努めます。</p>